



## ひとり親家庭の生活支援・児童扶養手当を支給します

### 対象

次の支給要件（①）～（⑨）のいずれかに該当する18歳未満（18歳到達後、最初の3月31日までの間を含む）の児童を養育するひとり親家庭の親など※支給要件に該当しても、申請者や同居親族などの所得が一定額以上の場合には、手当は支給されません。

- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている
- ⑥父または母が保護命令を受けている
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- ⑧未婚の子
- ⑨出生当時の状況が不明である（孤児）など

### 支給要件

①父母が婚姻を解消している  
②父または母が死亡した  
③父または母に重度障害がある  
④父または母の生死が不明

生計が同一である

▽里親がいる

### （現況届を忘れずに）

児童扶養手当の受給資格がある人は、毎年8月に「現況届」を提出する必要があります。対象者には、7月下旬に案内通知を送付します。

旬に案内通知を送付しますので、期限までに提出してください。期限までに提出が出がない場合には、手当の支給が遅れることがありますので、注意してください。

詳しく述べては、本こども支援課（回<sup>22</sup>2415）または各行政センターへ。

### △次の場合は該当しません

△申請者と児童の住所が国内にない  
△児童が施設などに入所している  
△申請者と前配偶者などの内にない

## 重度障害児の養育者に特別児童扶養手当を支給します

### 対象

身体または精神に障害（国民年金法の1級または2級に相当）のある20歳未満の児童を養育している父母など

- ①内にない
- ②児童が福祉施設などに入所している
- ③児童が公的年金を受給できる
- ④父母などの所得が一定額以上ある

▽1級＝5万3700円  
▽2級＝3万5760円

### 手当額

その他 特別児童扶養手当の受給資格がある人は、毎年「所得状況届」を提出する必要があります。対象者は、8月上旬に案内通知を送付しますので、期限までに忘れずに提出してください。詳しく述べては、本こども支援課（回<sup>22</sup>2415）または各行政センターへ。

## 市子ども・子育て会議の委員を募集します

市が行う子ども・子育て支援について、ニーズに即し効果的かつ効率的な運用を実施するため、策定した計画や子育て支援に関して審議する「子ども・子育て会議」の委員を募集します。

▽応募書類は返却しません  
▽里親がいる

応募資格 平日の会議に出席できる市内在住の18歳以上の人で、会議の場を政治活動・布教活動に利用しない人

▽応募書類は返却しません  
▽会議出席者に報酬を支払います  
▽委員氏名は公表します  
▽過去の会議内容は市ホームページ

募集人数 2人以内

▽会議出席者に報酬を支払います  
▽委員氏名は公表します  
▽過去の会議内容は市ホームページ

任期 10月1日(日)から2年間

▽会議出席者に報酬を支払います  
▽委員氏名は公表します  
▽過去の会議内容は市ホームページ

応募方法 応募用紙（こども政策課）または市ホームページ

▽会議出席者に報酬を支払います  
▽委員氏名は公表します  
▽過去の会議内容は市ホームページ

募集人数 2人以内

▽会議出席者に報酬を支払います  
▽委員氏名は公表します  
▽過去の会議内容は市ホームページ

## 語り継ごう平和への願い （終戦から78年）

昭和20年8月6日午前8時15分広島に、8月9日午前11時2分長崎に、原爆が投下されました。

戦争や原爆で亡くなられた大勢の人々を追悼し、世界の平和を願いましょう。

そして、私たちの身近にある平和を改めて考えてみましょう。

詳しく述べては、本市民協働推進課（回<sup>22</sup>2463）へ。